

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市若葉区高根町1062番地1

氏名 千葉テクノサービス株式会社

代表取締役 鈴木 康介

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成30年3月28日

許可の有効年月日 平成35年2月11日



1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
 積替え保管を除く：燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。） 以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成15年2月12日	新規許可	平成25年3月26日	更新許可
平成17年5月23日	変更届（住所の変更）	平成30年3月28日	更新許可
平成20年2月12日	更新許可		以下余白
平成21年12月14日	変更許可（品目の追加）		
平成23年10月20日	変更許可		

5. 積替え許可の有無 有・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。